

高齢者を虐待・身体拘束

防止措置なし事業者 介護報酬を減額方針

介護事業での高齢者の虐待や身体拘束の禁止について、厳格化する方針を厚生労働省が27日示した。原則来年度に義務化される虐待防止に向けた措置をとらない事業者は、介護報酬を減額するなどの対応を講じる。

高齢者虐待防止法で、65歳以上の高齢者への身体的虐待や介護の放棄、経済的虐待などの防止が定められている。来年4月からすべての介護サービス事業者に虐待防止の措置が義務づけられる。具体的には「虐待を防止するための委員会設置」「指針の整備」「研修の実施」「担当者を定める」などが義務化される。

厚労省の今年度の調査では、多くの介護サービスでの4項目とも実施率が約9割だった。ただ、介護施設職員による高齢者への虐待は2021年度に7739件に上り、06年度の調査以来、

過去最多となるなど高止まりしている。

このため来年度から、

これらの措置をしていない場合は介護報酬を減額する。実施率が約8割となっている一部サービス（「福祉用具貸与・特定療養管理指導」と「居宅間の経過措置を設ける」）は3年間の経過措置を設ける。

同様の仕組みを導入する。すでに原則禁止の規

定や拘束記録に関する規定がある短期入所などのサービスでは、1年間の経過措置を設けた上で措置を義務づけ、違反した場合に基本報酬を減額する。（関根慎一）